

ホームページ有料広告バナー掲載規程

(趣旨)

第1条 この規程は、松原商工会議所(以下「商工会議所」という。)有料広告バナーの掲載に関するガイドライン(以下「広告バナー掲載ガイドライン」という。)に基づき、商工会議所ホームページに広告バナーを掲載するにあたり、必要な事項に基づいて定めるものとする。

(掲載対象者及び掲載基準)

第2条 掲載する広告の対象者は、商工会議所の会員事業所を優先し、掲載する広告の範囲は、有料広告バナー掲載ガイドラインに沿ったものとする。

(掲載の位置)

第3条 広告の掲載位置は、商工会議所がインターネット上に公開するホームページのトップページ画面において、商工会議所の指定する場所とする。但し、広告バナーのサイズによる表示のバランス等を考慮し、若干の移動又は入替えをする場合がある。

(広告の規格等)

第4条 ホームページに掲載する広告は広告バナーとし、その枠の規格は原則として以下のとおりとする。但し、広告領域の変更等により、若干のサイズ誤差は容認するものとする。

- 1
 - ① 小 (W225pix × H50pix)
 - ② 中 (W225pix × H110pix)
 - ③ 大 (W462pix × H110pix)

④前各号に定めるデータ形式はGIF形式のみに限るものとする。
※アニメーション、FLASH(広告全体又は一部の点滅)は不可
※データ容量は50KB以下
- 2 広告バナーのデザイン及び色彩等は、ホームページのデザインと調和が取れたものとする。尚、広告バナー作成を商工会議所に依頼する場合の作成料は次の表の通りとする。
但し、契約期間内の広告バナーの画像や原稿、リンク先の変更等に関しては、別途2,160円/回(税込)の費用がかかるものとする。

タイプ	作成料
① 小	3,240
② 中	5,400
③ 大	10,800

(単位:円)

※アニメーション、FLASH(広告全体又は一部の点滅)は不可

※表記金額は税込

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は次の表のとおりとする。

場所	トップページ		
	3ヶ月/枠	6ヶ月/枠	12ヶ月/枠
①小	16,200(32,400)	29,160(58,320)	54,000(108,000)
②中	25,920(50,800)	45,360(90,720)	84,240(168,480)
③大	48,600(97,200)	86,400(172,800)	162,000(324,000)

(単位:円)

※契約期間内に、画像を差替える場合は別途料金が必要

※()カッコ内は非会員の掲載価格

※表記金額は税込

(掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、原則として3ヶ月を単位とし、掲載始期は掲載を承諾した翌月の初日の正午(12:00)、終期は翌々月初日の正午(12:00)とする。なお、掲載始期及び終期日が土曜日・日曜日・祝日に重なる場合は、商工会議所の翌開所日とする。また、広告の掲載を希望する事業所は、希望する掲載月の前月の15日までに、商工会議所の広告バナー募集業務を受託している株式会社エム企画(以下「エム企画」という。)に申込書を提出し、商工会議所に掲載の承諾を得るものとする。期日までに掲載の承諾を得ていないものは、その翌々月の掲載開始となる。その他、一度の申し込みでの掲載期間は最短で3ヶ月、最長で12ヶ月を基準とする。規格外の掲載期間の申し出に関してはエム企画、商工会議所の担当者との協議により決定するものとする。

(掲載申込み)

第7条 広告主は、松原商工会議所ホームページ有料広告バナー掲載申込書/掲載承諾通知書(以下「申込書/掲載承諾通知書」という。)を、商工会議所のホームページよりPDFファイルを印刷して、必要事項を記入、捺印後、エム企画にFAXまたは郵送等にて提出するものとする。

(広告の掲載決定)

第8条 商工会議所は、前条の申し込みがあったときは、その内容を審査すると共に諾否を決定し、松原商工会議所ホームページ有料広告バナー掲載申込書/掲載承諾通知書を、エム企画を通じて広告主に、郵送又はFAX等にて通知するものとする。また、申込時のリンク先アドレスを変更する場合はエム企画に連絡する。

(広告掲載の承諾)

第9条 広告掲載の申請をした広告主は、申込書/掲載承諾通知書に記載されている内容を確認した上で署名と捺印をし、広告掲載開始の7日前までにFAXまたは郵送等にてエム企画に提出するものとする。

(広告掲載料及び原稿の納入)

第10条 申込書/掲載承諾通知書を提出した広告主は、申込書/掲載承諾通知書に記載されている金額を商工会議所の指定する振込先に、広告掲載開始の7日前までに広告掲載料金を一括で振込むものとする。振込み手数料については広告主が負担する。掲載用バナー原稿の入稿は電子メールにてエム企画に納入するものとする。

バナーの作成が必要な広告主は、作成に必要な原稿を広告掲載開始の15日前までに電子メール、もしくは郵送にてエム企画に納入するものとする。また、作成原稿の確認はエム企画から連絡する。指定された期日までに何れかの納入が無い場合は、広告掲載の見送り、または取消す場合がある。

(掲載料の返還等)

第11条 納入された広告掲載料は返還しないものとする。ただし、広告の掲載期間中に商工会議所の都合等によりホームページの公開を停止した場合は、その停止期間に応じて掲載期間を延長するものとする。

(広告掲載の継続と終了)

第12条 広告掲載の継続は、掲載終了日の約1ヶ月前にエム企画より、広告主あてにハガキ、FAXまたは電子メールによる通知を行う。
広告主から掲載終了の15日前までに掲載の終了または、契約内容の変更等の連絡が無い場合は、直前の契約内容に基づいて自動的に更新するものとする。
また、継続の際掲載内容に変更のある場合は、エム企画に連絡するものとする。

(その他事項)

第13条 この規程に定めるもの以外に、ホームページへの広告バナー掲載に関して必要な事項は、商工会議所内の協議において別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成22年1月1日より施行する。